

(様式第3)

埼産振第3822号

平成26年3月7日

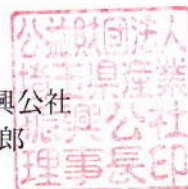
株式会社 Learningvote

代表取締役 井上 正廣 様

創業補助金埼玉県事務局

公益財団法人埼玉県産業振興公社

理事長 秋山 秀次郎



交付決定通知書

平成26年3月5日付け補助金交付申請に係る事業については、地域需要創造型等起業・創業促進支援事業交付規程（以下「交付規程」という。）第11条第1項の規定により、下記のとおり交付することと決定したので通知します。

記

1. 事業のテーマ名

特許「授業視聴料分配システム」を基にしたeラーニング事業の運営

2. 交付決定額

金2,000,000円也（交付決定額の算出に用いた経費 金9,500,000円也）

3. 補助対象経費の配分は、補助金交付申請書別紙の「申請事業の経費明細」に記載のとおりとする。
なお、「申請事業の経費明細」中「(3)(2)のうち交付申請額の算出に用いる経費」とあるのは、「(3)(2)のうち交付決定額の算出に用いた経費」と読み替えるものとする。

4. 交付規程第13条第1項ただし書に規定する軽微な内容の変更とは、次の各号に定める場合をいう。

(1) 補助事業の内容の変更

補助事業のテーマの達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない計画内容の細部を変更する場合

(2) 補助事業の経費の配分の変更

申請書の別紙申請事業の経費明細に記載された内容により配分された経費につき次の変更をしようとする場合

①「経費区分」である「創業事業費」と「販路開拓費」の相互間において、補助対象経費のいずれか低い方の20パーセント以内の変更をしようとする場合

5. 補助金の額の確定は、交付決定額の算出に用いた経費の2/3又は交付決定額のいずれか低い額とする。

6. 事業実施期間は、(事業開始日)本文書の日付から(事業完了予定日)平成26年9月30日までの間とする。

7. 補助事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 交付規程に定めるところに従うほか、本通知書に記載された事項に従い、善良なる管理者の注意をもって補助された事業を実施し、完了すること。

(2) 6. 事業実施期間内に、本補助事業と同一の内容で国（独立行政法人を含む。）又は地方自治体から他の補助金、助成金等の交付を重複して受けないこと。